



東大和市監査委員告示第4号

定期監査（令和3年度第1回）の結果に基づき措置された事項について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年2月4日

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 二宮 由子

改善措置報告書

監査の種類：定期監査

部署名：環境部

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p>(1) 犬登録等事務手数料の収納事務について（環境課）</p> <p>犬登録等事務手数料等において、繁忙期では10万円を目途に、それ以外の時期は一か月分をまとめて翌月初めに、りそな銀行東大和支店派出所の窓口で納付しているとのことであった。</p> <p>出納員が即時受領する出納金については、毎月分を取りまとめた後、速やかに払い込むことができますとなっていますが、基本的には速やかに指定金融機関に払い込むことになっている。</p> <p>課としては、すでにつり銭として常時2万円を管理しており、現金の安全管理という面からも、独自の10万円の基準に関わらず、歳入があった場合には、速やかな対応を心がけるよう要望する。</p>	措置の状況
	①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末)
	<p>現金の取扱いにつきましては、安全面での管理を重視し、鍵で施錠できる保管庫へ適切に保管し、公金として10万円になった段階で、歳入処理を行っておりますが、ご指摘いただいたご要望を受け、更なる安全面を考慮し、事務に支障のない範囲として、つり銭として用意している2万円を目途とし、公金の管理を実施いたしました。</p>
<p>(2) 備品の管理について（ごみ対策課）</p> <p>備品について、廃棄手続きが不十分なものが見受けられたので、適切な手続きを行うよう要望する。</p>	措置の状況
	①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末)
	<p>備品の管理につきましては、市内で長年使用しておりました資源物回収BOX（カンガルー）などについて、腐食等により使用できなくなった現物は、廃棄処分しておりましたが、書類上、廃棄処分しておりませんでした。</p> <p>ご指摘いただいたご要望を受け、適切に書類上、廃棄処分いたしました。</p>
<p>(3) 個人情報記載の台帳の管理について（ごみ対策課）</p> <p>個人情報記載の台帳の管理について、スペースの関係もあるが、一部適切でない保管状況であったことから、適切な保管場所での管理に努められるよう要望する。</p>	措置の状況
	①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末)
	<p>廃棄物指定収集袋の減免事務で取得いたしました個人情報について、閲覧することの多い時期において、執務時間中、使用する頻度が多いことから、課内のキャビネット上に出しておりましたが、ご指摘いただいたご要望を受け、個人情報の保護の厳格化として、執務時間中においても、施錠できるキャビネットへの保管を実施いたしました。</p>

注記 措置の状況には、1～3に○を付し、その内容を下欄に記入してください。

なお、改善中・検討中の場合は、完了・終了目途年月も記入してください。